

地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査（平成 25 年 10 月 1 日現在）について（お知らせ）

平成 26 年 3 月 28 日（金）  
環境省地球環境局地球温暖化対策課  
（代表：03-3581-3351）  
（直通：03-5521-8249）  
課長：和田 篤也（内 6736）  
課長補佐：古長 秀明（内 6790）  
担当：堀内 佐和子（内 6779）  
  
総合環境政策局環境計画課  
（直通：03-5521-8234）  
課長：近藤 智洋（内 6220）  
課長補佐：浜島 直子（内 6223）  
係長：尾崎 朱子（内 6257）  
担当：大西 宏幸（内 6257）

地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査（平成 25 年 10 月 1 日現在）として、地方公共団体における地球温暖化対策の計画の策定状況等についてとりまとめました。本調査の結果、実行計画（事務事業編）は 1,420 団体が策定済みとなり、昨年度に比べ 11 団体増加し、実行計画（区域施策編）は、339 団体が策定済みとなり、昨年度に比べ 102 団体増加となる等、実行計画の策定を含む地方公共団体における地球温暖化対策は堅調に進んでおります。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）は、地方公共団体及び地域での地球温暖化対策を推進するため、第 20 条の 3 第 1 項において、都道府県及び市町村は自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に関する計画（以下「実行計画（事務事業編）」という。）を策定することを定めています。

また、第 20 条第 2 項において、都道府県及び市町村はその区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策の実施に努めるものとし、さらに第 20 条の 3 第 3 項において、都道府県並びに政令指定都市、中核市及び特例市については、その区域の温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する計画（以下「実行計画（区域施策編）」という。）を策定することを定めています。

このため、環境省では、地方公共団体における「実行計画（事務事業編）」、「実行計画（区域施策編）」の策定状況等を毎年度調査しており、今般、平成 25 年 10 月 1 日現在の調査結果をとりまとめたので公表いたします。

調査結果の概要は以下の通りですが、環境省ウェブサイト「地方公共団体等における実行計画、都道府県センター等の実施状況」のページ（<http://www.env.go.jp/earth/dantai/>）に調査報告書を掲載しています。

## 1. 実行計画(事務事業編)の策定状況

- 地方公共団体(都道府県、市区町村)全体(1,789団体)のうち、1,420団体(79.4%)が実行計画(事務事業編)を策定済みであり、24年度の1,409団体(78.8%)に比べ、11団体(0.6ポイント)増加した。
- 全ての都道府県及び特例市以上の市(149団体)が実行計画(事務事業編)を策定済みである。
- 全市区町村(1,742団体)のうち、実行計画(事務事業編)策定済みの団体は1,373団体(78.8%)であり、24年度の1,362団体(78.2%)に比べ、11団体(0.6ポイント)増加した。
- 平成25年度末における実行計画(事務事業編)策定済み団体は、地方公共団体(都道府県、市区町村)全体(1,789団体)のうち、1,470団体(82.2%)となる見込み。

表 1-1 実行計画(事務事業編)の策定状況

項目	団体区分	人口規模	実行計画 (事務事業編) を策定済み	実行計画(事務事業編)未策定			合計	
				平成25年度中 に策定予定	平成26年度以降 に策定予定	策定時期未定		計
団体数	都道府県		47	-	-	-	-	47
	政令指定都市		20	-	-	-	-	20
	中核市		42	-	-	-	-	42
	特例市		40	-	-	-	-	40
	特例市未満の 市区町村	100,000人以上	180	3	2	2	7	187
		30,000～99,999	460	18	28	10	56	516
		10,000～29,999	344	10	71	32	113	457
		10,000人未満	287	19	131	43	193	480
	計		1,271	50	232	87	369	1,640
	市区町村 計		1,373	50	232	87	369	1,742
都道府県・市区町村 計		1,420	50	232	87	369	1,789	
構成比	都道府県		100.0%	-	-	-	-	100.0%
	政令指定都市		100.0%	-	-	-	-	100.0%
	中核市		100.0%	-	-	-	-	100.0%
	特例市		100.0%	-	-	-	-	100.0%
	特例市未満の 市区町村	100,000人以上	96.3%	1.6%	1.1%	1.1%	3.7%	100.0%
		30,000～99,999	89.1%	3.5%	5.4%	1.9%	10.9%	100.0%
		10,000～29,999	75.3%	2.2%	15.5%	7.0%	24.7%	100.0%
		10,000人未満	59.8%	4.0%	27.3%	9.0%	40.2%	100.0%
計		77.5%	3.0%	14.1%	5.3%	22.5%	100.0%	
市区町村 計		78.8%	2.9%	13.3%	5.0%	21.2%	100.0%	
都道府県・市区町村 計		79.4%	2.8%	13.0%	4.9%	20.6%	100.0%	

## 2. 実行計画(区域施策編)の策定状況

- 地方公共団体(都道府県、市区町村)全体(1,789団体)のうち、339団体(18.9%)が実行計画(区域施策編)を策定済みであり、24年度の237団体(13.2%)に比べ、102団体(5.7ポイント)増加した。
- 全都道府県における実行計画(区域施策編)策定済みの団体は45団体(95.7%)であり、24年度の37団体(78.7%)に比べ、8団体(17.0ポイント)増加した。
- 全市区町村(1,742団体)のうち、実行計画(区域施策編)策定済みの団体は294団体(16.9%)であり、24年度の200団体(11.5%)に比べ、94団体(5.4ポイント)増加した。
- 特例市以上(149団体)のうち、実行計画(区域施策編)策定済みの団体は137団体(91.9%)であり、24年度の121団体(81.8%)に比べ、16団体(10.1ポイント)増加した。
- 特例市未満の市区町村(1,640団体)のうち、実行計画(区域施策編)策定済みの団体は202団体(12.3%)であり、24年度の116団体(7.1%)に比べ、86団体(5.2ポイント)増加した。
- 平成25年度末における実行計画(区域施策編)策定済み団体は、特例市以上の149団体のうち、142団体(95.3%)、地方公共団体(都道府県、市区町村)全体(1,789団体)では、390団体(21.8%)となる見込み。

表 2-1 実行計画(区域施策編)等の策定状況

項目	団体区分	人口規模	実行計画 (区域施策編) を策定済み	実行計画(区域施策編)未策定			合計		
				平成25年度中 に策定予定	平成26年度以降 に策定予定	策定期未定		計	
団体数	都道府県		45	2	-	-	2	47	
	政令指定都市		16	1	3	-	4	20	
	中核市		40	1	1	-	2	42	
	特例市		36	1	1	2	4	40	
	特例市以上 計		137	5	5	2	12	149	
	特例市未満の 市区町村	100,000人以上		84	4	17	82	103	187
		30,000～99,999		78	20	55	363	438	516
		10,000～29,999		27	10	85	335	430	457
		10,000人未満		13	12	130	325	467	480
		計		202	46	287	1,105	1,438	1,640
	市区町村 計		294	49	292	1,107	1,448	1,742	
都道府県・市区町村 計		339	51	292	1,107	1,450	1,789		
構成比	都道府県		95.7%	4.3%	-	-	4.3%	100.0%	
	政令指定都市		80.0%	5.0%	15.0%	-	20.0%	100.0%	
	中核市		95.2%	2.4%	2.4%	-	4.8%	100.0%	
	特例市		90.0%	2.5%	2.5%	5.0%	10.0%	100.0%	
	特例市以上 計		91.9%	3.4%	3.4%	1.3%	8.1%	100.0%	
	特例市未満の 市区町村	100,000人以上		44.9%	2.1%	9.1%	43.9%	55.1%	100.0%
		30,000～99,999		15.1%	3.9%	10.7%	70.3%	84.9%	100.0%
		10,000～29,999		5.9%	2.2%	18.6%	73.3%	94.1%	100.0%
		10,000人未満		2.7%	2.5%	27.1%	67.7%	97.3%	100.0%
		計		12.3%	2.8%	17.5%	67.4%	87.7%	100.0%
	市区町村 計		16.9%	2.8%	16.8%	63.5%	83.1%	100.0%	
都道府県・市区町村 計		18.9%	2.9%	16.3%	61.9%	81.1%	100.0%		

注) 平成21年4月に施行された改正温対法に規定する条件を満たす実行計画のみを集計。

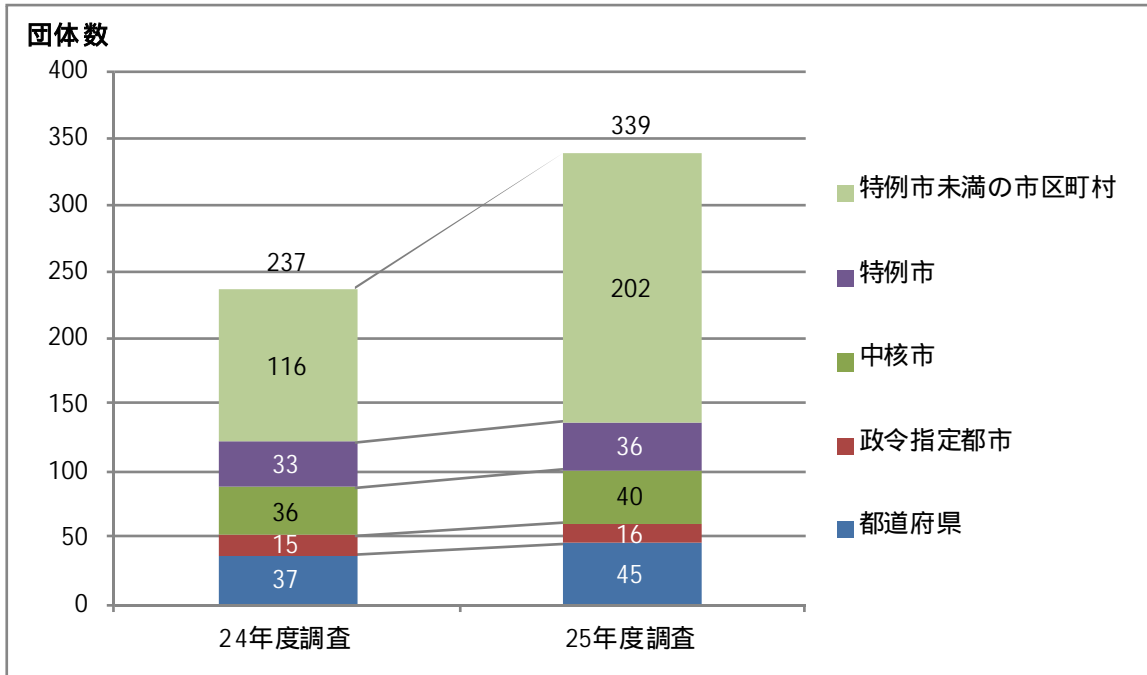


図 2-1 実行計画(区域施策編)の策定済み団体数<地方公共団体全体>

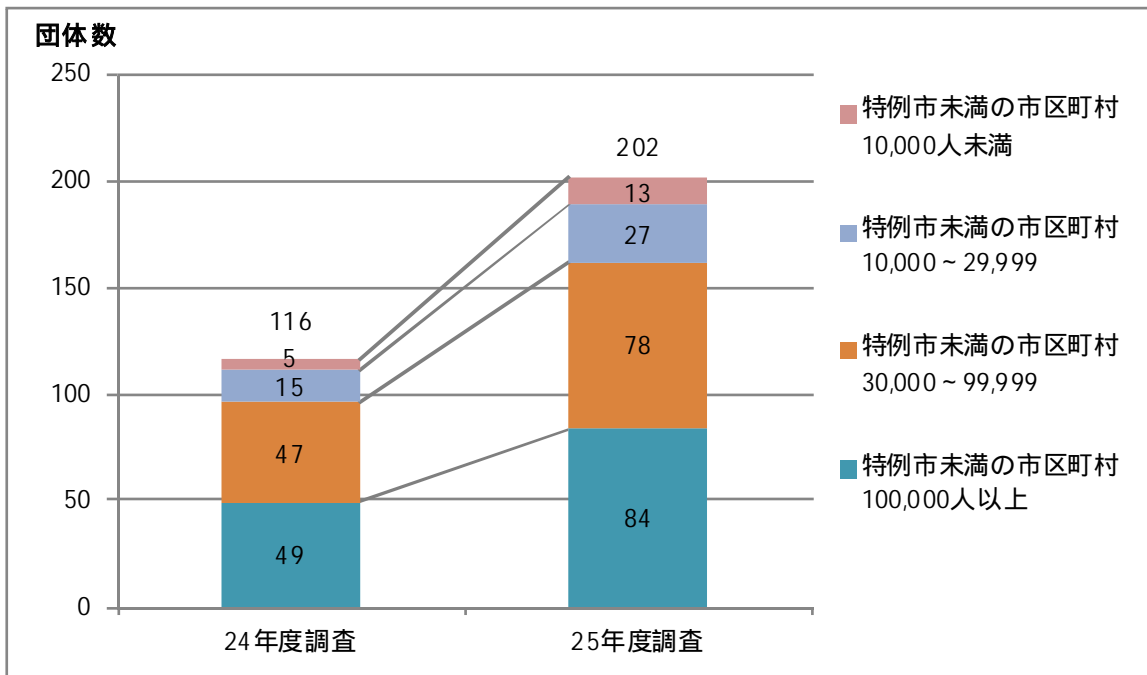


図 2-2 実行計画(区域施策編)の策定済み団体数<特例市未満の市区町村>

表 2-2 都道府県別実行計画(区域施策編)策定状況

都道府県	自治体数	策定自治体数					策定率		
	計	都道府県	政令 指定都市	中核市	特例市	特例市 未満の 市区町村	計	特例市 未満の 市区町村	計
北海道	180	1	1	2		12	16	6.8%	8.9%
青森県	41	1		1	1	1	4	2.6%	9.8%
岩手県	34	1		1		4	6	12.5%	17.6%
宮城県	36					1	1	2.9%	2.8%
秋田県	26	1		1			2	0.0%	7.7%
山形県	36	1			1	2	4	5.9%	11.1%
福島県	60	1		2		4	7	7.0%	11.7%
茨城県	45	1			2	9	12	21.4%	26.7%
栃木県	27	1		1		4	6	16.0%	22.2%
群馬県	36	1		2	2	1	6	3.2%	16.7%
埼玉県	64	1	1	1	5	10	18	18.2%	28.1%
千葉県	55	1	1	2		6	10	11.8%	18.2%
東京都	63	1				32	33	51.6%	52.4%
神奈川県	34	1	3	1	5	3	13	12.5%	38.2%
新潟県	31	1	1		1	7	10	25.9%	32.3%
富山県	16	1		1		2	4	14.3%	25.0%
石川県	20	1		1		3	5	16.7%	25.0%
福井県	18	1			1	4	6	25.0%	33.3%
山梨県	28	1			1	1	3	3.8%	10.7%
長野県	78	1		1	1	9	12	12.0%	15.4%
岐阜県	43	1		1		5	7	12.2%	16.3%
静岡県	36	1	2		2	4	9	12.9%	25.0%
愛知県	55	1	1	3	2	8	15	16.7%	27.3%
三重県	30	1			1	5	7	17.9%	23.3%
滋賀県	20	1		1		4	6	22.2%	30.0%
京都府	27	1	1			11	13	44.0%	48.1%
大阪府	44	1	1	3	6	3	14	9.4%	31.8%
兵庫県	42		1	3	3	3	10	8.8%	23.8%
奈良県	40	1		1		1	3	2.6%	7.5%
和歌山県	31	1				2	3	6.9%	9.7%
鳥取県	20	1			1		2	0.0%	10.0%
島根県	20	1				5	6	27.8%	30.0%
岡山県	28	1	1	1		4	7	16.0%	25.0%
広島県	24	1		1	1	3	6	15.0%	25.0%
山口県	20	1		1		2	4	11.1%	20.0%
徳島県	25	1					1	0.0%	4.0%
香川県	18	1		1		1	3	6.3%	16.7%
愛媛県	21	1		1		2	4	10.5%	19.0%
高知県	35	1		1		4	6	12.1%	17.1%
福岡県	61	1	1	1		8	11	14.0%	18.0%
佐賀県	21	1				3	4	15.0%	19.0%
長崎県	22	1		1		1	3	5.3%	13.6%
熊本県	46	1	1			1	3	2.3%	6.5%
大分県	19	1		1			2	0.0%	10.5%
宮崎県	27	1		1		4	6	16.0%	22.2%
鹿児島県	44	1		1		2	4	4.8%	9.1%
沖縄県	42	1				1	2	2.5%	4.8%
計	1,789	45	16	40	36	202	339	12.3%	18.9%

### 3. 実行計画(区域施策編)策定後のフォローアップ状況

- 実行計画(区域施策編)策定後に計画の進捗状況を毎年フォローアップしている自治体の割合は、都道府県で95.6%(昨年95.7%)、特例市以上で86.1%(昨年70.3%)、市区町村全体では53.1%(昨年33.7%)となった。

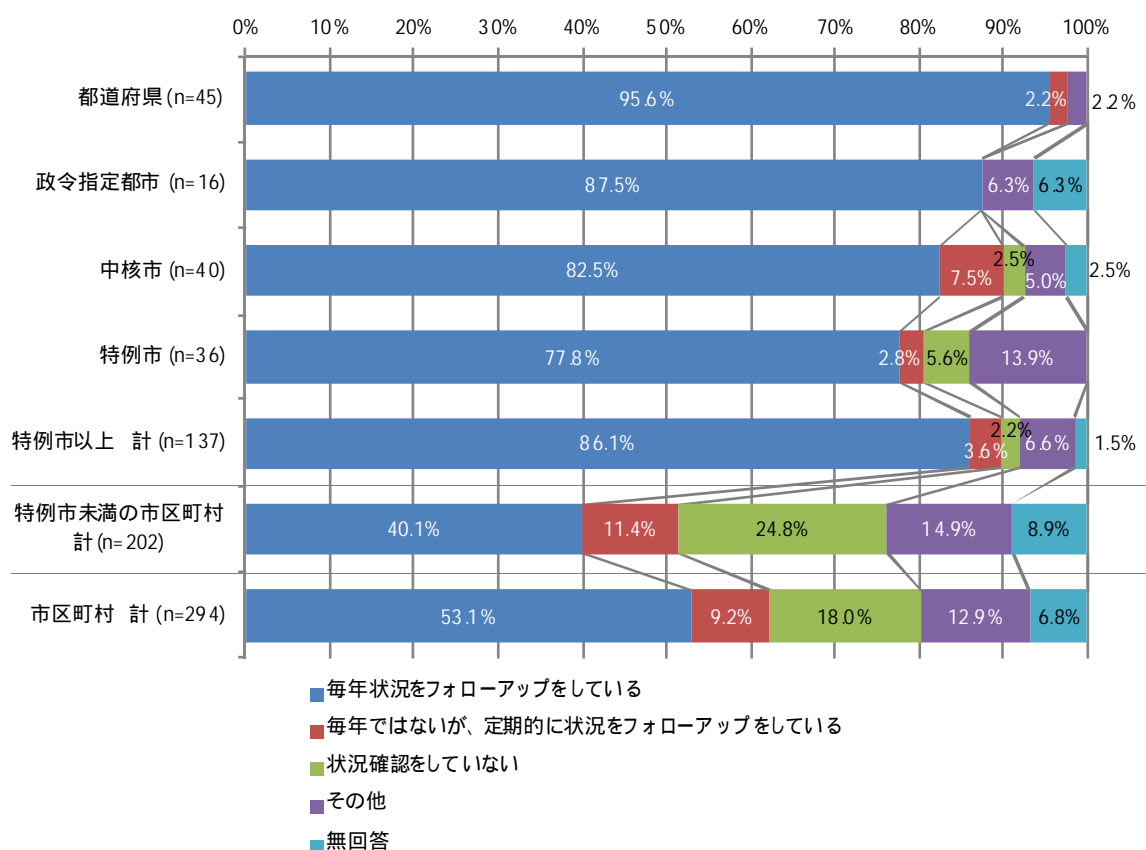


図 3-1 実行計画(区域施策編)策定後のフォローアップ状況

## 4. 推進体制に関わる事項

### (1) 地球温暖化防止活動推進員の委嘱状況

- 地球温暖化防止活動推進員の委嘱済みの割合は、都道府県では 97.9%（昨年 97.9%）、特例市以上については 36.9%（昨年 35.1%）である。

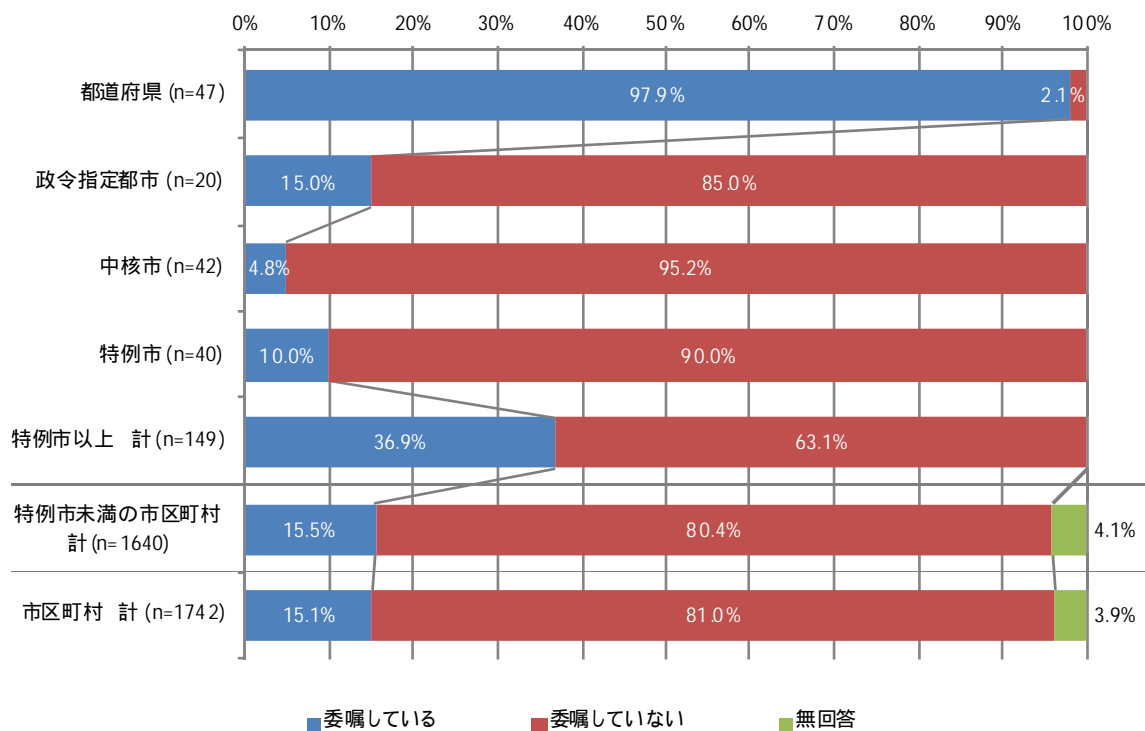


図 4-1 地球温暖化防止活動推進員の委嘱状況

## (2) 地球温暖化防止活動推進センターの指定状況

- 地球温暖化防止活動推進センターの指定については、全都道府県で完了している。特例市以上については37.6%（昨年36.5%）である。

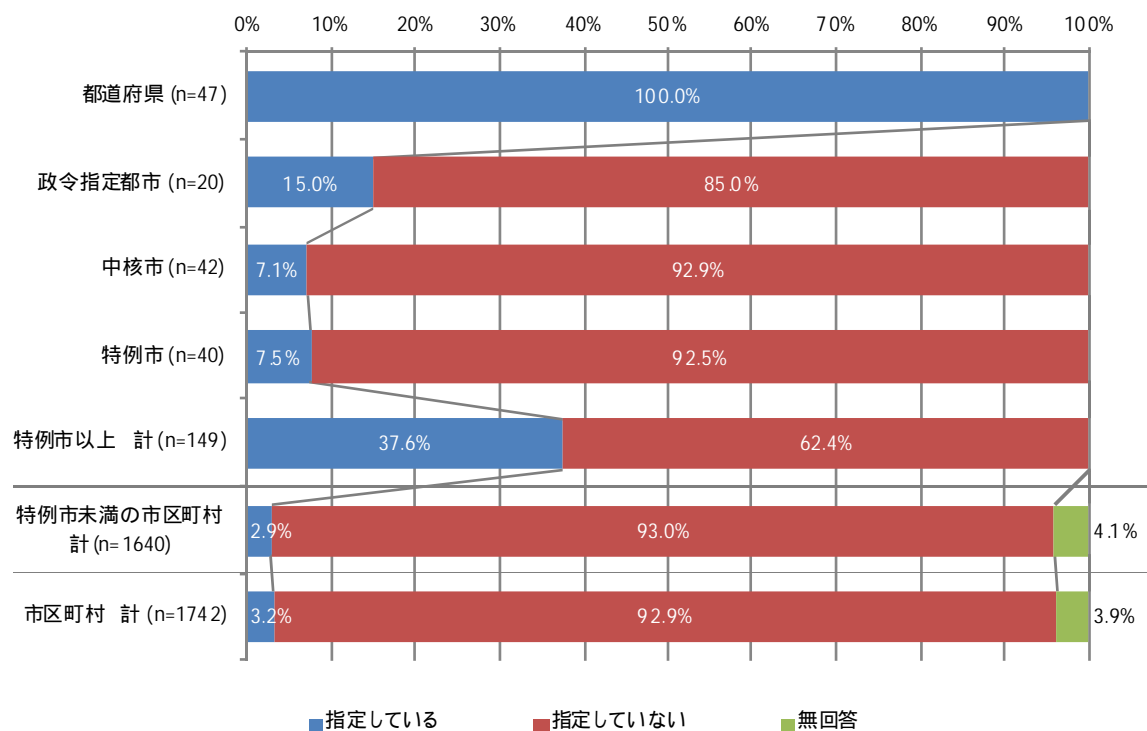


図 4-2 地球温暖化防止活動推進センターの指定状況